

2022 年 11 月 24 日 全 10 頁

TCFD に沿った情報開示の状況（指標と目標）

TOPIX500 採用会社の任意開示書類での気候変動に関する情報開示

金融調査部 研究員 藤野大輝
リサーチ業務部 兼 金融調査部 大和 敦
リサーチ本部 高須百華

[要約]

- 本稿では、TOPIX500 採用会社のうち、任意開示書類（統合報告書、サステナビリティレポートなど）を発行している企業（439 社）の 2022 年 9 月末時点における TCFD に沿った情報開示の状況を整理し、今後の開示に向けて得られた示唆について述べる。特に、TCFD で開示が求められる、気候変動に関する「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」のうち、「指標と目標」にフォーカスする。
- 「指標と目標」については、GHG 排出量、特に Scope1、2 について指標として開示（362 社）し、目標として掲げている企業（Scope1：293 社、Scope2：292 社）が多く見られた。Scope3 についても、少なくとも指標としてその排出量の把握を進めている企業（277 社）は多い。その他にも、例えば再生可能エネルギーを指標（128 社）や目標（111 社）として用いている企業が見受けられた。
- 今後、有価証券報告書でサステナビリティ情報の開示が求められる。指標・目標として何を用いるかは各企業によって異なるが、本稿における調査結果や同業他社の指標、国際的な基準などを参考に、自社の気候関連リスク・機会やその対応をモニタリングするために適切な指標・目標を用いるべきだろう。指標・目標について、社内の各部署に落とし込んで理解を深め、企業が一体となって気候変動への取り組みを進めるとともに、投資家に指標・目標を開示、説明し、その意味や進捗を共有することが重要であると考えられる。

1. 上場会社を中心とした TCFD に沿った情報開示拡充の背景

TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の基準を参考とした企業による気候変動に関する情報の開示が広がっている。2022 年 10 月時点でわが国では既に 1,000 以上の企業・機関が TCFD に基づく開示への賛同を示している¹。

足元で TCFD に沿った開示が拡充している背景には、もちろん気候変動リスクへの企業の対応

¹ 経済産業省「日本の TCFD 賛同企業・機関」（2022 年 11 月 10 日閲覧）

に係る緊急性が高まっていることもあるが、法令諸規則でこうしたリスクに関する情報開示が求められるようになってきていることが大きいと考えられる。

2021年6月には東京証券取引所のコーポレートガバナンス・コード(CGコード)が改訂され、特にプライム市場上場会社にTCFDに基づく開示の充実を進めることが求められている。また、2022年11月に公表された「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案(以下、開示府令等改正案)で、上場会社等が提出する有価証券報告書にサステナビリティ情報の記載欄を新設し、TCFDを参考に、サステナビリティに関する「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」を開示することが提案されている²。気候変動についても企業の対応が重要であると判断する場合には開示すべきと考えられている。

さらに、国内だけではなく、国際的にも気候変動情報の開示に向けた基準の策定が進められている。国際的な会計基準の設定に関わるIFRS財団が、2021年11月に国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)の設立を公表した。このISSBの下で、国際的・統一的なサステナビリティ情報の開示基準の策定が進められている。ISSBは2022年3月にサステナビリティ全般、気候関連情報の開示に係る二つの公開草案を公表している³。わが国でもISSBの基準を踏まえ、国内での情報開示基準や規制に反映していくことが想定されている。

上場会社等は有価証券報告書でのサステナビリティ情報の記載や国際的な開示基準の設定への対応などに向けて、TCFDに沿った気候変動に関する情報の開示を進めていくことが必要と考えられる。

本稿ではこうした状況を受け、2022年9月末時点におけるTOPIX500採用会社の任意開示書類(統合報告書、サステナビリティレポートなど)でのTCFDに沿った情報開示の状況を整理し、全体的な開示の進捗を見つつ、今後の更なる開示の拡充に向けた示唆を得る。今回は、投資家・経営陣の両者にとって、企業の気候変動に関する取り組みをモニタリングする上での定量的な判断材料となる「指標と目標」について開示状況を整理する⁴。

【調査対象】

- ✓ TOPIX500採用会社のうち、任意開示書類(統合報告書、アニュアルレポート、サステナビリティレポート、CSR報告書など)を発行している439社
- ✓ 上記439社のうち、統合報告書、アニュアルレポートなどの財務情報と非財務情報を統合した報告書を発行している会社は410社(うち267社が2022年版を既に発行済み)
- ✓ 上記439社のうち、サステナビリティレポート、CSR報告書などの特に非財務情報に焦点を

² 開示府令等改正案について、詳しくは藤野大輝「[開示府令改正案の概要と今後の展望](#)」(大和総研レポート、2022年11月10日、大和総研レポート)を参照。

³ ISSBの二つの公開草案について、詳しくは藤野大輝「[企業のサステナビリティ情報の開示に関する国際的な基準案が公表](#)」(2022年4月22日、大和総研レポート)、「[企業の気候変動情報の開示に関する国際的な基準案が公表](#)」(2022年4月22日、大和総研レポート)を参照。

⁴ 「ガバナンス」、「リスク管理」については、拙稿「[TCFDに沿った情報開示の状況\(ガバナンス、リスク管理\)](#)」(2022年11月4日、大和総研レポート)を参照。「戦略」については、拙稿「[TCFDに沿った情報開示の状況\(戦略\)](#)」(2022年11月11日、大和総研レポート)を参照。

- 合わせた報告書を発行している会社は 190 社（うち 90 社が 2022 年版を既に発行済み）
- ✓ 任意開示書類の中で、気候変動に関する情報についてウェブサイトのリンクや TCFD レポートなどを参照する旨が記載されている場合は、参照先の情報も集計している

2. TOPIX500 採用会社における気候変動に関する情報開示の状況

情報開示状況の調査に当たっては、TCFD の基準（図表 1）を踏まえつつ、各企業で共通して開示されている情報を集計している。また、先述の新たな国際的基準である ISSB の公開草案も参考にしつつ、今後さらに開示が求められる情報についても、現時点での開示状況を整理する。

図表 1 TCFD の基準で求められている情報開示

	ガバナンス (Governance)	戦略 (Strategy)	リスク管理 (Risk Management)	指標と目標 (Metrics and Targets)
提 言	気候関連のリスクと機会に関する組織のガバナンスを開示する。	組織の事業、戦略、財務計画において、気候関連のリスクと機会の実際の及び潜在的なインパクトが重要性を持つ場合にはこれを開示する。	組織の気候関連リスクの特定、評価、管理方法を開示する。	気候関連リスクと機会を評価及び管理する指標と目標が重要性を持つ場合には開示する。
推 奨 さ れ る 開 示 項 目	<p>a) 気候関連リスクと機会に対する取締役会の監督について記述する。</p> <p>b) 気候関連リスクと機会を評価・管理する上での経営者の役割について記述する。</p>	<p>a) 組織が短期、中期、長期間で特定した気候関連リスクと機会について記述する。</p> <p>b) 組織の事業、戦略、財務計画への気候関連リスクのインパクトについて記述する。</p> <p>c) 2°Cあるいはそれ以下の異なるシナリオを考慮した組織戦略のレジリエンスについて記述する。</p>	<p>a) 気候関連リスクを特定し、評価するための組織的なプロセスについて記述する。</p> <p>b) 気候関連リスクを管理するための組織のプロセスについて記述する。</p> <p>c) 気候変動リスクの特定、評価、管理に係るプロセスを組織全体のリスク管理にどのように統合するかについて記述する。</p>	<p>a) 気候関連リスクと機会の評価を組織全体の戦略とリスク管理プロセスに統合して実施するために組織が活用した指標について記述する。</p> <p>b) スコープ 1、2、必要に応じて3の温室効果ガス排出量と関連リスクについて開示する。</p> <p>c) 気候関連リスクと機会及びパフォーマンスの管理のために組織が活用した目標を記述する。</p>

（出所）TCFD (2017) “Final Report: Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures” より大和総研作成

気候変動に関する指標と目標については、TCFD では気候関連リスク・機会の評価や管理を行うために用いる指標や目標（特に図表 2 の各カテゴリに沿った指標と目標）を開示することが推奨されている。温室効果ガス（GHG）排出量については、Scope1（企業が自ら所有・管理する排出源から排出した GHG）、Scope2（企業が使用した購入電力を発電するために排出された GHG）を、必要に応じて Scope3（企業の事業活動によって生じる GHG 排出であるが、企業自身が所有・管理していない排出源から発生したもの）も開示することとされている。ISSB の公開草案では、図表 2 の各指標のほか、業種別の指標、Scope1、2、3、第三者検証の有無などを開示することが求められている。

本稿ではこれらを踏まえ、各情報の開示の有無について集計を行った。なお、ここでは気候変動に関する記載もしくはTCFDに沿った記載がある場合のみカウントした。サステナビリティに関する指標や目標についての記載がある場合であっても、気候変動や脱炭素、地球温暖化などに言及していない場合はカウントをしていない。

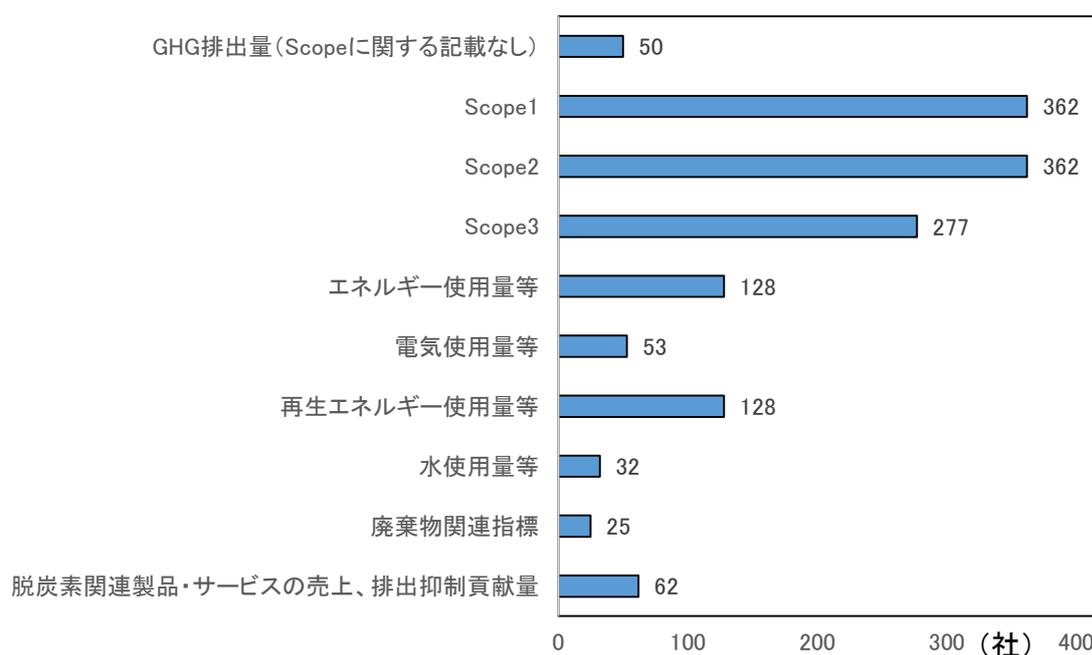
図表 2 TCFDにおける気候変動に関する指標カテゴリ

指標カテゴリ	
GHG排出量	Scope1、2、3の絶対量と原単位
移行リスク	移行リスクに対して脆弱な資産または事業活動の額と割合
物理的リスク	物理的リスクに対して脆弱な資産または事業活動の額と割合
気候関連の機会	気候関連の機会に伴う収益、資産、または事業活動の割合
資本展開	気候関連のリスクと機会に向けて展開された設備投資、資金調達、または投資の額
内部炭素価格	組織が内部で使用するGHG排出量1トンあたりの価格
報酬	経営幹部の気候変動への配慮に関連する報酬の割合

(出所) TCFD (2021) “Implementing the Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures”、“Guidance on Metrics, Targets, and Transition Plans” より大和総研作成

(1) 気候変動に関する指標

図表 3 TOPIX500 採用会社における気候変動に関する指標についての情報開示の状況



(注) いずれの指標も、TCFDに沿った開示である場合や、気候変動や脱炭素、地球温暖化に関連して開示されている場合のみカウントしている。例えば、「気候変動への対応」に係る指標として廃棄物排出量を開示している場合は「廃棄物関連指標」にカウントしているが、「循環型社会への対応」に係る指標として廃棄物排出量を開示している場合はカウントしていない。今回はTCFDに沿った開示に着目しているため、このような形で集計をしているが、例えば「循環型社会への対応」も、環境への負荷を低減するという意味で必ずしも気候変動と関連性がないというわけではない。こういった集計を行っているため、実際にはこれらの指標を（「気候変動への対応」に係る指標としてではないが）開示している企業はさらに多いことは念頭に置いておく必要がある。図表 5（後掲）についても同様である。

(出所) 各企業の任意開示書類より大和総研作成

①温室効果ガス（GHG）排出量

任意開示書類を公表している TOPIX500 採用会社において、気候変動や脱炭素、地球温暖化と関連付けて開示されていた指標は図表 3 の通りである。

まず、ほとんどの企業で GHG 排出量が指標として開示されていた。中でも、Scope ごとに GHG 排出量を開示していた企業が多く、Scope1、Scope2 について開示していた企業は 362 社だった。開示府令等改正案とともに公表された「記述情報の開示に関する原則（別添）—サステナビリティ情報の開示について—」（案）でも、重要性判断を前提としつつ、特に Scope1、Scope2 については開示が期待されるという考えが示されており、積極的な開示が推奨される。

また、Scope3 について開示していた企業も調査対象 439 社の 6 割超（277 社）であった。Scope3 排出量には、企業の上流（購入した製品やサービスに関する活動）、下流（販売した製品やサービスに関する活動）の間接的な排出が該当し、図表 4 の 15 のカテゴリに分類される。Scope3 について、このカテゴリの一つ以上の数値を開示している企業も 206 社見られた。ISSB の公開草案では Scope3 についてカテゴリごとに開示することが求められており、将来的な開示に備えてデータの集計を進めていくことが考えられる。

図表 4 Scope3 排出量に係る 15 のカテゴリ

	カテゴリ	算定対象となるGHG排出量
①	購入した製品・サービス	報告年度に調達した原材料・サービスに関する製造等に伴う排出量
②	資本財	報告年度に建設・設置された施設・設備の建設・製造に伴う排出量
③	Scope1,2に含まれない燃料およびエネルギー関連活動	報告年度に自社が使用した電気・熱の製造過程での燃料調達等に伴う排出量
④	輸送、配送（上流）	報告年度に自社から委託した流通に伴う排出量
⑤	事業活動から出る廃棄物	報告年度に自社の事業活動から発生する廃棄物（有価のものは除く）の自社以外での輸送、処理に伴う排出量
⑥	出張	報告年度に自社が常時使用する従業員の出張等、業務における従業員の移動の際に使用する交通機関における燃料・電力消費に伴う排出量
⑦	雇用者の通勤	報告年度に自社が常時使用する従業員の工場・事業所への通勤時に使用する交通機関における燃料・電力消費に伴う排出量
⑧	リース資産（上流）	報告年度に自社が賃借しているリース資産の操業に伴う排出量
⑨	輸送、配送（下流）	報告年度に製造・販売した製品・サービス等の流通に伴う排出量
⑩	販売した製品の加工	報告年度に製造・販売した製品・サービス等の加工に伴う排出量
⑪	販売した製品の使用	報告年度に製造・販売した製品・サービス等の使用に伴う排出量
⑫	販売した製品の廃棄	報告年度に製造・販売した製品・サービス等の廃棄時の輸送・処理に伴う排出量
⑬	リース資産（下流）	報告年度に自社が賃貸事業者として所有し、他者に賃貸しているリース資産の運用に伴う排出量
⑭	フランチャイズ	報告年度に報告事業者がフランチャイズ主宰者である場合、フランチャイズ加盟者におけるScope1,2の排出量
⑮	投資	報告年度に投資（株式投資、債券投資、プロジェクトファイナンスなど）の運用に伴う排出量

（出所）環境省（2017）「サプライチェーン排出量算定の考え方」より大和総研作成

②その他の指標

GHG 排出量の他にも、エネルギー使用量等（128 社）や電気使用量等（53 社）、再生エネルギー使用量等（128 社）といった指標を開示している企業が見られた。これらは GHG 排出と関連し

ているケースが多く、例えばエネルギー使用量や電気使用量を削減する、もしくは再生エネルギーへ転換することで GHG 排出量を削減していき、気候変動リスクを低減するといった取り組みをモニタリングするための指標として利用している企業が多く見られた。さらに、水資源と気候変動の関係性に鑑み、水使用量等（取水、排水量などを含む）を開示している企業（32 社）や、廃棄物処理に伴う GHG 排出と気候変動の関係性を踏まえ、廃棄物関連指標（廃棄物排出量、リサイクル率などを含む）を開示している企業（25 社）もあった。

その他、脱炭素関連の製品・サービスの売上やそれらの製品・サービスによる GHG 排出削減への貢献量などを指標として開示している企業もあった（62 社）。気候変動に対する企業の取り組みによる効果を定量的に示している指標の一つとも捉えられるだろう。

ISSB の公開草案では業種別に設定された指標を開示することが求められている。例えば、金融業についてはサステナブルファイナンスの額や産業別の炭素関連産業へのグロス・エクスポージャーなどが指標として設定されている。今回の調査対象でも、金融機関などがサステナブルファイナンスの額（22 社）や石炭火力発電向けの融資残高（6 社）を開示していた。ISSB の公開草案や同業他社が開示している指標なども参考にしつつ、自社の気候変動リスク・機会やそれに対する取り組みをモニタリングする上で、どのような指標を用いることが適切かを検討していくことが望ましい。

③内部炭素価格（インターナルカーボンプライシング）

図表 2（前掲）の通り、TCFD や ISSB の公開草案では、全ての業種の企業に対して、内部炭素価格（ICP：Internal Carbon Pricing）を指標として開示することが推奨・要求されている。内部炭素価格とは、社内炭素価格とも呼ばれ、各企業の内部で独自に設定された炭素の価格のことを指す。排出権取引市場の価格や IEA などの外部機関の価格、同業他社の設定価格などを参考に、例えば CO₂ の排出量 1 トン当たり〇円、という価格付けをする。内部炭素価格を設定しておくことで、企業は例えば「このプロジェクトは〇トンの CO₂ を排出することが想定されるから、ICP を掛けると〇円のコストがかかる」といったように、事業活動による炭素排出量を基に気候変動リスクを定量化し、コストとして捉えることが可能となる。企業は内部炭素価格の導入により脱炭素に配慮した意思決定を行い、さらに内部炭素価格を開示することで投資家などに向けて、気候変動リスクを考慮した経営を行っていることを示すこともできるようになる。

任意開示書類を公表している TOPIX500 採用会社 439 社のうち、内部炭素価格を導入している企業は 66 社であった。さらに、導入を検討している企業も 20 社あった。TCFD や ISSB の公開草案で内部炭素価格の開示が推奨・要求されていることや、気候変動リスクへの取り組みを進める必要性が高まってきていることなどを勘案すると、内部炭素価格の導入・検討を進めていくことも期待される。

④指標の詳細（絶対量・原単位、第三者保証の有無、前期情報）

TCFD では気候変動に関する目標の開示に当たっては、それが絶対量ベースか、原単位ベースかを考慮すべきとされている。また、ISSB の公開草案では GHG 排出量について、絶対量と原単位の両方を開示することが求められている。原単位とは、企業の活動の効率を表す単位であり、例えば「売上高〇円当たりの GHG 排出量」などが GHG 排出量の原単位に該当する。TOPIX500 採用会社 439 社のうち、約 56%（246 社）が一つ以上の指標について、絶対量・原単位の両方を開示していた。絶対量と原単位の両方を示すことにより、例えば GHG 排出量の削減について、企業の活動が減ったのか、効率が向上したのか、削減の要因を読み解くことが可能になる。

また、指標の開示に関しては、第三者保証の必要性について言及されることも多い。今回の調査対象の中で、気候変動に関する指標に第三者保証があることを示していた企業は 194 社見られた。第三者保証については、例えば、EU で 2024 年開始会計年度からの段階的な適用が想定されている CSRD (Corporate Sustainability Reporting Directive) では、上場会社（零細企業除く）または大企業（従業員 250 人超、貸借対照表計上額 2 千万ユーロ超、売上高 4 千万ユーロ超のうち、二つ以上を満たす企業）に対して、サステナビリティ情報の開示に関して、第三者保証（限定的保証）が求められている。また、米国でも 2022 年 3 月に SEC（米国証券取引委員会）が公表した気候関連情報の開示に関する規制案（The Enhancement and Standardization of Climate-Related Disclosures for Investors）で、一部の企業に対して、Scope1、Scope2 排出量について第三者保証（限定的保証、合理的保証）を求めている。第三者による保証が付与されていることで、気候変動に関する指標について、その数値や算定方法への信頼性が高まる。わが国では、2022 年 11 月 2 日に開催された「ディスクロージャーワーキング・グループ（令和 4 年度）」の第 2 回において、複数の委員からサステナビリティ情報の保証については中長期的な課題であるという意見が示された。そのため、国内で早期に第三者保証が求められる可能性は低いと考えられる。しかし、将来的に保証が必要になり得ることも考慮に入れ、国際的な動向にも気を配りつつ、気候変動に関する指標を中心に第三者保証を得て、開示情報の信頼性を高めることを検討する企業も増えていくのではないだろうか。

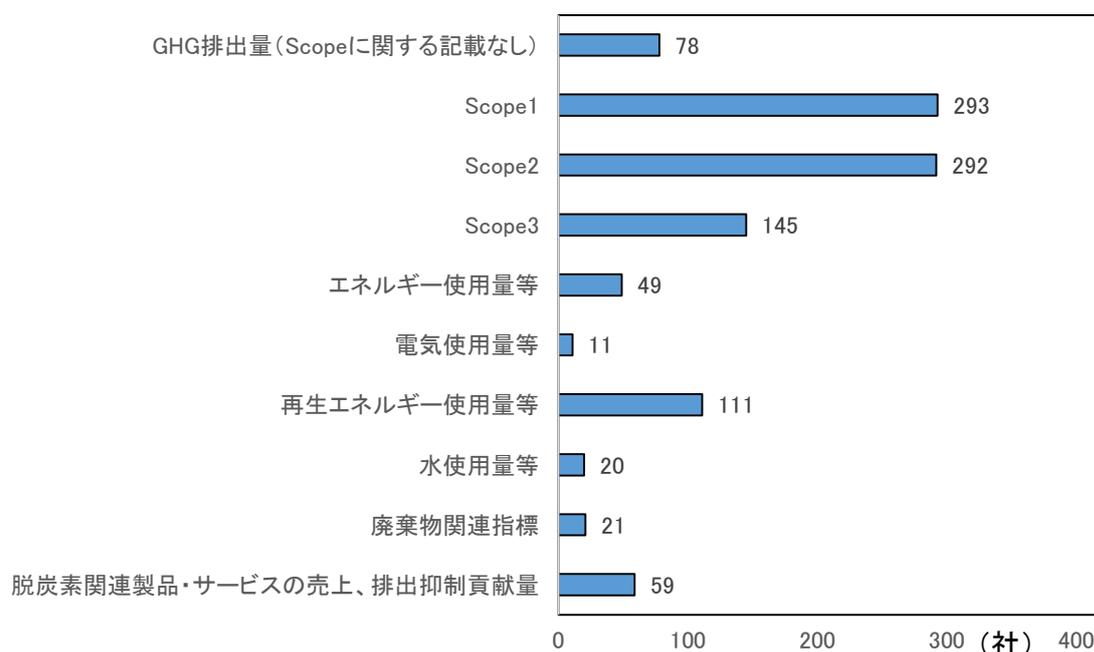
最後に、指標を開示する際には、その指標が前期と比較して改善したのか、悪化したのかを利用者が理解するためにも、前期の情報と併せて開示することが適切であると考えられる。ISSB の公開草案でも、指標などの開示の際には前期との比較情報を開示することが求められている。TOPIX500 採用会社 439 社においても、多くの企業（383 社）が指標の開示の際に前期以前の情報を併せて開示していた。

（２）気候変動に関する目標

①温室効果ガス（GHG）排出量

任意開示書類を公表している TOPIX500 採用会社において、気候変動、脱炭素、地球温暖化などへの対応に関して設定・開示されていた目標は図表 5 の通りである。

図表 5 TOPIX500 採用会社における気候変動に関する目標についての情報開示の状況



(出所) 各企業の任意開示書類より大和総研作成

図表 3 (前掲) で示した指標の開示状況と同様に、GHG 排出量を目標としている企業が多く見られた。ただし、指標として GHG 排出量を開示している企業と比べると、GHG 排出量を目標に掲げている企業は少なくなっている。また、Scope3 を指標として開示している企業は一定数見られた (277 社) が、Scope1 (293 社)、Scope2 (292 社) を目標として開示している企業に比べ、Scope3 を目標として開示している企業数 (145 社) は少ない。これらの背景としては、十分なデータ収集が追いついておらず、指標として GHG 排出量は一部開示しているものの、目標を設定できるほどの状態ではない場合などが考えられる。特に Scope3 については排出量を開示している企業でも現状算定可能なカテゴリや範囲に限った開示をしている企業も見られる。目標を設定する上では、サプライチェーン全体の重要性の高い範囲をカバーした排出量を算定し、その目標値を検討する必要があるため、算定の範囲が不十分である企業においては目標を設定することが難しいものと想定される。

しかし、企業が GHG 排出量の削減に対してどのような対応を考えているのかを示すことは重要である。わが国は 2030 年度に GHG 排出量を 2013 年度比で 46%削減すること、2050 年までにカーボンニュートラルとすることを目指している。国としての目標に対して一企業としてどのように取り組んでいくのか、削減目標を設定することで投資家に対して姿勢を示すことができる。もちろん企業によってはもともとの GHG 排出量自体は少なくとも、重要度が低い場合もあるだろう。しかし、企業内部で直接排出している GHG が少ないが、サプライチェーン全体で見れば GHG 排出が多い場合もあり得る。Scope1、2 だけでなく、Scope3 についてもカバーをして GHG 排出量を算定し、改めて目標の設定を目指すことが望ましい。

Scope1、2、3 の GHG 排出量削減目標を設定する際には、例えば SBT (Science Based Targets)

などの国際的なイニシアチブにコミットすることが考えられ、その旨を開示している事例も見受けられる。SBTとはパリ協定の目標に整合的なGHG排出量削減目標のことを指し、企業は5年～10年先に一定以上のScope1、2、3の排出量削減目標を設定する。SBTの事務局に申請し、目標の妥当性を確認する審査を通ればSBT認定を受けることができる。SBT認定を受けていることで、パリ協定に沿った目標に取り組む企業であることをステークホルダーにアピールすることができる。SBT認定を受けている企業は世界、国内でも年々増加しており、GHG排出量の削減目標を設定する際にはSBT認定取得を検討することも一案であろう。

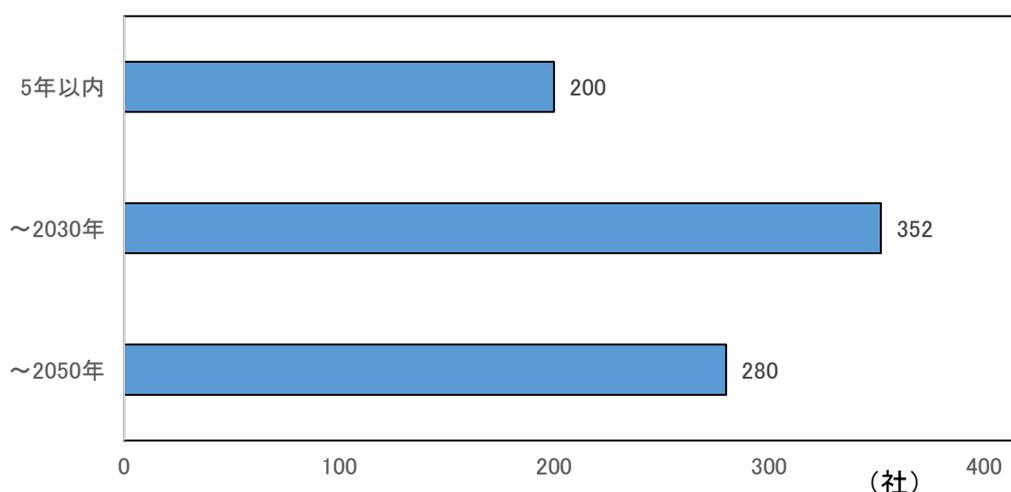
②その他の目標

GHG排出量以外の目標としては、再エネルギー使用量等を目標として掲げている企業(111社)や、脱炭素関連の製品・サービスの売上やそれらの製品・サービスによるGHG排出削減への貢献量などを目標としている企業(59社)が多い。再生可能エネルギーの活用を進めることや、脱炭素関連の製品を開発等することは、気候変動リスク・機会に関する取り組みである。これらについての目標を設定・開示することで企業の目指す水準を投資家などに示すことができるため、目標に掲げている企業が多いものと考えられる。

③目標に係る期間

企業が気候変動に関する目標を設定する際には、例えば「〇年までにGHG排出量を〇年比で〇%削減する」といった具合に、目標を達成するための期間を定める必要がある。目標の達成期間としては、短期、中期、長期のものが見受けられる。これらの期間の定義について、5年以内の短期目標、2030年までの中期目標、2050年までの長期目標、という分類をしている企業が特に多く見られた。背景としては、先述の通りわが国は2030年度にGHG排出量を2013年度比で46%削減すること、2050年までにカーボンニュートラルとすることを目指しており、これに合わせている企業が多いためであると想定される。

図表6 気候変動に関する目標に係る期間



(出所) 各企業の任意開示書類より大和総研作成

TOPIX500 採用会社 439 社の中では、2030 年までの中期目標（352 社）、2050 年までの長期目標（280 社）を設定している企業が多く、5 年以内の短期目標（200 社）を設定している企業は比較的少なかった。気候変動への取り組みは、短期間での結果を求めるのではなく、中長期的な持続可能性を迫するという考えに基づいているべきだろう。そのため、短期の目標を立てるよりも中期、長期の目標を設定し、その進捗を測っている企業が多いものと考えられる。企業は、目標を設定する際には、どういった考えに基づいて、いつまでに目標を達成することを目指しているのかを明確化することが必要である。特に GHG 排出量については、わが国の目標との整合性も勘案し、2030 年までに一定の削減をすることや、2050 年までにカーボンニュートラルを目指すことなどを検討することが推奨される。

3. 有価証券報告書での開示に向けて

開示府令等改正案では、有価証券報告書にサステナビリティ情報の記載欄を新設し、サステナビリティに関する「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」を開示することが提案されている。気候変動に関しても、企業が業態や経営環境等を踏まえ、気候変動への対応が重要であると判断する場合にこの記載欄で開示をすべきと考えられている（「記述情報の開示に関する原則（別添）—サステナビリティ情報の開示について—」（案））。

「指標と目標」に関しては、企業が気候変動に対する取り組みをどのような観点でモニタリングをしており、どの水準を目指しているのかといった姿勢を投資家に示すためにも、重要な開示事項である。

今回の調査により、任意開示書類を公表している TOPIX500 採用会社の多くが少なくとも GHG 排出量、特に Scope1、2 については指標として開示し、目標として掲げていることが分かった。また、Scope3 についても、指標としての開示に取り組み始めている企業も少なからず見受けられる。自社だけでなくサプライチェーン全体での GHG 排出量の把握を少しずつ進め、将来的にサプライチェーン全体での削減を検討することが期待される。

GHG 排出量の他にも再生可能エネルギーなど、様々な指標・目標を用いて気候変動に関するリスクや取り組みをモニタリングしていることも分かった。指標・目標として何を用いるかは各企業の経営環境や特定した気候関連リスク・機会、気候変動に対する取り組みなどによって異なるだろう。本稿における調査結果や同業他社の用いている指標、もしくは ISSB の公開草案で開示が求められている業種別指標などを参考に、自社の気候関連リスク・機会やその対応をモニタリングするために適切な指標・目標を用いることが期待される。指標・目標の設定に関するこのような考え方を背景に、指標・目標について、社内の各部署に落とし込んで理解を深めることで、企業内、ひいてはサプライチェーン全体が一体となって、気候変動に関する共通した目標に向けて取り組みを進めていくことが可能となるだろう。さらに、投資家に向けて開示や対話を通じて指標・目標を伝えていくことで、気候変動に対する取り組みの意味や効果、進捗に対するよりの確な評価を受けることができると考えられる。